令和3年11月24日改訂版

**総合支援資金（コロナ特例）貸付　再貸付のご案内**

緊急小口資金および総合支援資金（初回貸付）の貸付が終了した方で、下記の対象者に該当する場合には、原則３ヶ月までとする総合支援資金の再貸付をご利用できる場合があります。

**対象世帯…【以下の要件を満たす世帯とする】**

**令和３年１２月末までの間に、緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付が終了した世帯。**

自立相談支援機関の支援を受けていただきますので、「再貸付に係る状況確認シート」に記載の内容をお住まいの市区町村の自立相談支援機関と共有いたします。

**貸付条件**

**貸付期間**　：　**３ヶ月以内**（初回・延長の貸付期間と合わせて最大９ヵ月以内）

**貸付月額**　：**月額２０万円以内（ただし単身世帯は月額１５万円以内）**

**貸付利子**　：　無利子　　　**据置期間**　：　３年以内　**償還期間**　：　１０年以内

※本貸付は条件により返還免除となる場合があります。詳細が決まり次第お知らせします。

**申込方法**

貸付を希望される場合は、裏面の「申込に必要な書類」を確認いただき、ご記入の上、必要書類を添付して下記申込窓口へご提出ください。

**〇再貸付の申込手続きの流れ**

借受人

自立相談支援機関※２

大阪府

社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会※１

再貸付決定・送金

※１：申込書類の不備等チェック

※２：状況確認シートにより

　　　支援継続の可否を判断

状況に応じて電話

借受人への

支援状況の連絡

状況確認シート送付

(申込書類一式)

再貸付申込

※１　市区町村社会福祉協議会が必要書類を確認します。書類の不備等があれば市区町村

　　社会福祉協議会より連絡し、訂正をお願いすることがございます。

※２　自立相談支援機関では、生活状況等によっては、福祉事務所との情報連携のうえ、

　　生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

　　　また、福祉事務所においては、市区町村社協や自立相談支援機関から紹介された

　　借受人に対して、適正な相談対応を行うこととされています。

**〇再貸付申込の締切日：令和３年１２月３１日**（市区町村社協）

* **原則郵送受付となります。**

**〇再貸付の申込先**

**お住まいの市区町村社会福祉協議会**

**〇自立相談支援機関へのご相談**

日々の生活のことや仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら解決に向けた提案やお手伝いをします。「再貸付に係る状況確認シート」に記載の内容を共有します。

**■　申込に必要な書類**

**申込書類は下記①～⑤をお住まいの市区町村社会福祉協議会へご提出ください。**

同封した書類については封をする前に確認をし、右端の欄にチェックしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 申込書（両面）

【裏面：再貸付に係る状況確認シート】 | ・申込書２か所に「氏名」記入（自署）したもの・裏面の再貸付に係る状況確認シートも必ず記載してください |  |
| 1. 借用書（両面）
 | ・借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入（自署）した |  |
| 1. 変更事項に関する確認書
 | 以前の借入内容からの変更がない場合は記入日、署名をした変更がある場合はチェックの上※④～⑥の書類を添付した |  |
| 1. ※住民票

(変更ある場合) | ・住民票に世帯全員、続柄が記載されている3か月以内発行のもの・借入申込書と住所が一致している・外国籍の方の在留資格は記載必須 |  |
| 1. ※本人確認書類

(変更ある場合) | いずれかの本人確認書類をコピーし同封したア．運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）イ．パスポート（住所の記載あり）ウ．マイナンバーカードエ．健康保険証（住所の記載あり）オ．在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合 |  |
| 1. ※振込先口座の写

(変更ある場合) | ・預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、番号が分かるコピー・預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致 |  |

※書類の記入には、鉛筆や消せるボールペンは使用できません。また誤記入の場合は二重線を引いて訂正印を押印のうえ、余白に正しく記入してください。スタンプ型印は使用しないでください。

※申込の前に申込書類一式を必ず控えとしてコピーを取って保管してください。

**■　貸付にかかる留意点**

1. 全ての書類が整い、大阪府社会福祉協議会の受付から貸付の可否決定まではおおよそ4週間を予定しています。（申込状況によってはさらに遅れる場合もあります）
2. 期限までに書類が到着し、審査により承認された場合は、大阪府社会福祉協議会の指定日に送金を行います。なお、貸付金は毎月分割にて振込いたします。
3. 申込書類の不備があった場合は、申込にかかる書類を返送します。その際、申込に必要な書類が整った受付日から受付日となりますので、間違いないようご注意ください。
4. 申込の締切日までに申込書の提出がなかった場合、申込の意思がなかったものとみなします。
5. 以前の貸付時より住所の変更があった場合は「住所変更届」の提出が必要です。
6. 審査の結果、貸付ができない場合※もあります。

**※　貸付できない場合**

・　すでに生活福祉資金を借入し、滞納している

・　生活保護を受給している

・　償還期間中の償還履行が困難と考えられる

・　多額の負債もしくは多額の預貯金がある

・　自立相談支援機関の支援を継続して受けることができない、希望しない　など

**■本件貸付に関するお問い合わせ先**　　※申請書の送付先ではありません

社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会　生活支援部　福祉資金グループ

コロナ特例コールセンター TEL 06-6776-2232

電話がたいへん混み合っております。個別の審査状況や送金のお問い合わせはお控えください

　　　　本申請を大阪府社会福祉協議会へ送ってこられた場合、受付できません。

お住い市区町村の社会福祉協議会の窓口へご提出ください